

Ⅲ 特別支援学級における教育課程編成の基本	
第1章 教育課程と編成の基本的要素	30
第1節 学校の教育目標の設定	
第2節 指導内容	
第3節 指導の形態	
第2章 教育課程編成の原則、手順と評価	31
第1節 教育課程編成の原則	
第2節 教育課程編成の手順	
第3節 教育課程の評価	
第4節 学校における特別支援学級の位置付け	
第3章 教育課程の編成	32
第1節 一般方針	
第2節 内容等の取扱い	
第3節 参考となる特別支援学校における一般方針及び内容等の取扱い	
第4節 指導計画の作成等にあって配慮すべき事項	
第4章 教育課程編成の要点	35
第1節 知的障害特別支援学級等の各教科	
第2節 各教科等を合わせた指導	
第3節 自立活動	
第4節 教育支援プランAと教育支援プランB	
第5節 キャリア教育の推進	
第6節 交流及び共同学習	
Ⅳ 特別支援学級における教育課程の編成	
第1章 知的障害特別支援学級	44
第1節 教育課程の編成	
第2節 指導計画の作成	
第3節 教育課程編成及び指導計画作成のための資料	
第2章 自閉症・情緒障害特別支援学級	113
第1節 教育課程の編成	
第2節 指導計画の作成	
第3節 教育課程編成及び指導計画作成のための資料	
第3章 肢体不自由特別支援学級	160
第1節 教育課程の編成	
第2節 指導計画の作成	
第3節 教育課程編成及び指導計画作成のための資料	
第4章 病弱・身体虚弱特別支援学級	174
第1節 教育課程の編成	
第2節 指導計画の作成	
第3節 教育課程編成及び指導計画作成のための資料	
第5章 弱視特別支援学級	189
第1節 教育課程の編成	
第2節 指導計画の作成	
第3節 教育課程編成及び指導計画作成のための資料	

Ⅲ 特別支援学級における教育課程編成の基本

第1章 教育課程と編成の基本的要素

第1節 学校の教育目標の設定

学校の教育目標は、教育基本法及び学校教育法に示されている教育の目的や目標の達成を目指すため、各学校の教育活動の具体的な指標として設定されるものである。したがって、各学校の教育目標の設定に当たっては、法令等に基づくとともに、児童生徒や学校、地域の実態を的確に把握し、学校教育全体や各教科等における指導を通じて育成を目指す資質・能力を明らかにしながら、そのような実態やねらいを十分に反映した具体性のあるものとする必要がある。また、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、教師や児童、家庭・地域の生きた指標として役立つものにする必要がある。

1 教育基本法（平成18年法律第120号）

第1条（教育の目的）、第2条（教育の目標）、第5条（義務教育）、第6条（学校教育）

2 学校教育法（昭和22年法律第26号 一部改正：平成29年法律第41号）

第21条（普通教育の目標）、第29条（目的）、第30条（目標）

3 学習指導要領

小・中学校学習指導要領は、小・中学校教育について一定の水準を確保するために法令（学校教育法第33条及び学校教育法施行規則第52条）に基づいて国が定めた教育課程の基準であるので、各学校の編成及び実施に当たっては、これに従わなければならないものである。したがって、各学校の教育目標は、学習指導要領が示す各教科、特別の教科である道徳（以下「道徳科」）、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動（以下「各教科等」）の目標やねらいを前提として設定する必要がある。

第2節 指導内容

1 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導

障害のある児童生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

また、特別支援学級において編成する特別の教育課程については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること、児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成する。

イ 特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ア) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

(イ) 児童（生徒）の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

（小・中学校学習指導要領 第1章第4の2の(1)のイ）

2 特別支援学校における教育課程

特別支援学校の教育課程は、幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科等のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成している。（※詳細は、特別支援学校教育要領・学習指導要領、埼玉県特別支援教育課程編成要領 特別支援学校編（平成31年度中発行）を参照）

3 教科書

全ての児童生徒は、教科書を用いて学習する必要がある。教科書には、文部科学省検定済教科

書と、文部科学省著作教科書（☆本）があり、学校教育法第34条には、小・中学校においては、これらの教科書を使用しなければならないと定められている。なお、特別支援学級において、適切な教科書がないなど特別な場合には、学校教育法附則第9条の規定により、これらの教科書以外の図書（一般図書等）を教科書として使用することができる。小学校又は中学校の特別支援学級で一般図書を使用できるのは、特別の教育課程による場合で、文部科学省検定済教科書、文部科学省著作教科書を使用することが適当でない場合に限定されている。

第3節 指導の形態

1 教科別に指導を行う場合

指導を行う教科やその授業時数の定め方は、対象となる児童生徒の実態によっても異なる。したがって、教科別の指導を計画するに当たっては、教科別の指導で扱う内容について、一人一人の児童生徒の実態に合わせて、個別的に選択・組織しなければならないことが多い。その場合、一人一人の児童生徒の興味や関心、生活年齢、学習状況や経験等を十分に考慮することが大切である。

指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にし、指導を創意工夫する必要がある。その際、生活に即した活動を十分に取り入れつつ学んでいることの目的や意義が理解できるよう段階的に指導する必要がある。

教科別の指導を一斉授業の形態で進める際、児童生徒の個人差が大きい場合もあるので、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて更に小集団を編成し個別的な手立てを講じるなどして、個に応じた指導を徹底する必要がある。

2 道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合

従前は「領域別に指導を行う場合」と示していたが、「特別の教科」として道徳が位置付いたことや、特別支援学校小学部において、児童や学校の実態に考慮して外国語活動を設けることができるようにしたことから、このような示し方をしている。

3 各教科等を合わせて指導を行う場合

（※「特別支援学校学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）第4章第1節3指導の形態について(3)各教科等を合わせて指導を行う場合」参照）

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。

各教科等を合わせて指導を行う際には、各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にした上で、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第1章第4節の1の(1)に留意しながら、効果的に実施していくことができるように、カリキュラム・マネジメントの視点に基づいて、計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）していくことが必要である。

各教科等を合わせて指導を行うことに係る法的な根拠は、学校教育法施行規則第130条2項に、特別支援学校において「知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる」とされていることである。

なお、中学部においては、総合的な学習の時間を適切に設けて指導をすることに留意する必要がある。

各学校において、各教科等を合わせて指導を行う際は、児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等に即し、次章に示す事項を参考とすることが有効である。また、各教科等を合わせて指導を行う場合においても、各教科等の目標を達成していくことになり、育成を目指す資質・能力を明確にして指導計画を立てることが重要となる。

第2章 教育課程編成の原則、手順と評価

第1節 教育課程編成の原則

1 教育課程編成の原則

各学校においては、小学校（中学校）学習指導要領第1章総則第1小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割に示されている原則に基づき、適切な教育課程を編成しなければならない。

2 特別支援学級における教育課程編成

特別支援学級は、特別支援学級において教育を行うことが適当なものである児童生徒を対象とする学級であるとともに、小学校及び中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校及び中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。

また、教育課程を編成する際には、特に必要がある場合、特別の教育課程を編成することができる。特別の教育課程の編成に当たっては、特別支援学校の小・中学部の学習指導要領を参考とし、児童生徒の実態や障害特性など実情に合った教育課程として編成する必要がある。こうした特別の教育課程を編成する場合、特別支援学校小学部・中学部の教育課程との連続性も重要な視点となるが、学校教育法に定める小学校及び中学校の目的及び目標を達成するものであるかどうか、留意する必要がある。

第2節 特別の教育課程編成の手順

- ・ 児童生徒の実態把握をする。
- ・ 学級目標を決定する。
- ・ 指導内容を選択する。
- ・ 指導の形態の採用を決定する。
- ・ 日課表を作成する。
- ・ 交流及び共同学習の計画を立てる。
- ・ 年間計画の作成をする。
- ・ 教育支援プランA・教育支援プランBを作成する。

第3節 特別の教育課程の評価

児童生徒のよい点や可能性、発達の様子などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにする。

第4節 学校における特別支援学級の位置付け

1 学校運営上の位置付け

特別支援学級は、小学校又は中学校の学級の一つであり、特別支援学級も通常の学級と同様、これを適切に運営していくためには、すべての教師の理解と協力が必要である。学校運営上の位置付けがあいまいになり、学校組織の中で孤立することのないよう留意する必要がある。このため、学校全体の協力体制づくりを進めたり、すべての教師が障害について正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努める必要がある。

2 特別支援学級に望まれる役割

学校や地域における特別支援教育推進の拠点である特別支援学級の果たすべき役割は大きい。特別支援学級担任が、これまで以上に学校の特別支援教育体制整備に関する役割を担い、「特別支援学級支援籍」の実施を含め、特別支援学級の弾力的な運用について研究を進めることが求められる。

特に、通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導に、特別支援学級が培ってきた専門的な指導方法を活用することが望まれる。また、特別支援学級で行われている個に応じたきめ細かな指導を学校全体に広めることが大切である。

特別支援学級担任は、校内の特別支援教育の推進者として、特別支援教育コーディネーターと連携し、通常の学級の担任や保護者との相談に応じるなど積極的な取組が期待される。

第3章 教育課程の編成

第1節 一般方針

教育課程は、各学校の校長が責任をもって編成するものである。その際、それぞれの学校の運営組織を生かし、全教職員の協力の下にそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて、特色ある教育活動が展開できるよう編成することが大切である。その原則と共通の事項及び手順については、「Ⅱ 第3章 第2節 教育課程編成の手順と留意事項」を参照のこと。

第2節 内容等の取扱い

1 内容の取扱いの原則

各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

2 学習指導要領に示していない内容

学校において特に必要がある場合には、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することができる。ただし、これらの場合には、各教科等の目標や内容並びに各学年や各段階、各分野又は各言語の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

3 内容の順序等

各教科等の内容並びに各学年、各段階、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

4 学年の目標及び内容をまとめて示してある教科の内容の取扱い

小学校において、学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、児童や学校、地域の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。

5 選択教科の取扱い

中学校においては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう、各教科や、特に必要な教科を、選択教科として開設し生徒に履修させることができる。その場合には、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成し、生徒の負担過重となることのないようにする。

6 道徳教育の内容

道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、道徳科の示す内容とし、その実施に当たっては、道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

第3節 参考となる特別支援学校における一般方針及び内容等の取扱い

1 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

ア 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部においては、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳科、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての児童に履修させるものとする。また、外国語活動については、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

イ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての生徒に履修させるものとする。また、外国語科については、生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

ウ 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科の段階に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。その際、小学部は6年間、中学部は3年間を見通して計画的に指導するものとする。

エ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部においては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。その際、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。

オ 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、小・中学部においては道徳科において準ずるものとしている小・中学校学習指導要領の道徳科に示す内容とし、その実施に当たっては、道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

(2) 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

障害の状態により特に必要のある場合や重複障害者である児童生徒については、以下のような教育課程の取扱いに関する規定が設けられており、よりきめ細かな指導が行われている。

ア 各教科及び外国語活動の目標・内容の一部を取り扱わないことができる。

イ 下学年、下学部の各教科及び道徳科の目標・内容の全部又は一部と代替することができる。

ウ 知的障害を併せ有する重複障害者については、各教科又は各教科の目標・内容の一部を、知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標・内容の一部と代替することができる。

エ 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、自立活動を主として指導を行うことができる。

オ 知的障害者である児童生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童生徒において特に必要がある時は、各教科等を合わせて指導することができる。

カ 訪問教育においても、重複障害者等に関する教育課程の取扱いによることができる。

第4節 指導計画の作成等にあたって配慮すべき事項

各学校においては、小・中学校学習指導要領第1章総則及び第2章以下の各章に示された指導計画の作成に関する配慮事項などに十分配慮し、地域や学校の実態を考慮して、創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成しなければならない。(※詳細は、「埼玉県小・中学校教育課程編成要領」を参照)

以下は、小学校について示す。

(1) 各教科等の指導内容については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにする。

(2) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにする。

(3) 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、児童や学校及び地域の実態に応じ、児童の発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導するようにする。

(4) 児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、児童の発達の段階や指導内容の関連性等を踏まえつつ、合科的・関連的な指導を進める。

第4章 教育課程編成の要点

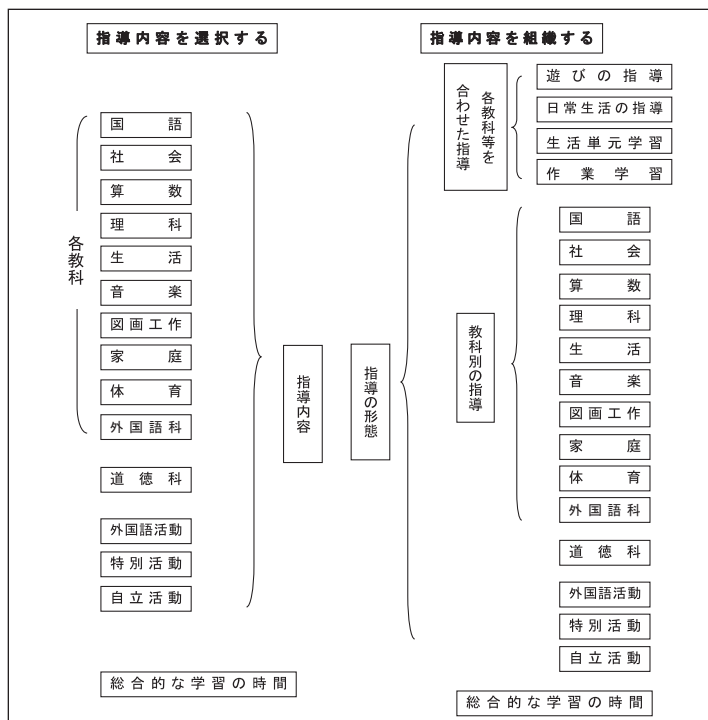
【教育課程の構造図】

知的障害特別支援学級等の教育課程を編成するに当たっては、指導内容を選択し、組織する際に、指導の形態を設定することが必要となる。その際、学級の実態や児童生徒の障害の程度等を考慮の上、各教科を、知的障害特別支援学校の各教科に替えるなどして、実情に合った教育課程を編成する。児童生徒の知的障害の状態に即した指導を進めるため、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行う場合と、各教科等それぞれの時間を設けて指導を行う場合がある。各学校においては、どの内容をどの指導の形態で指導することが有効であるか、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、適切に設定する必要がある。

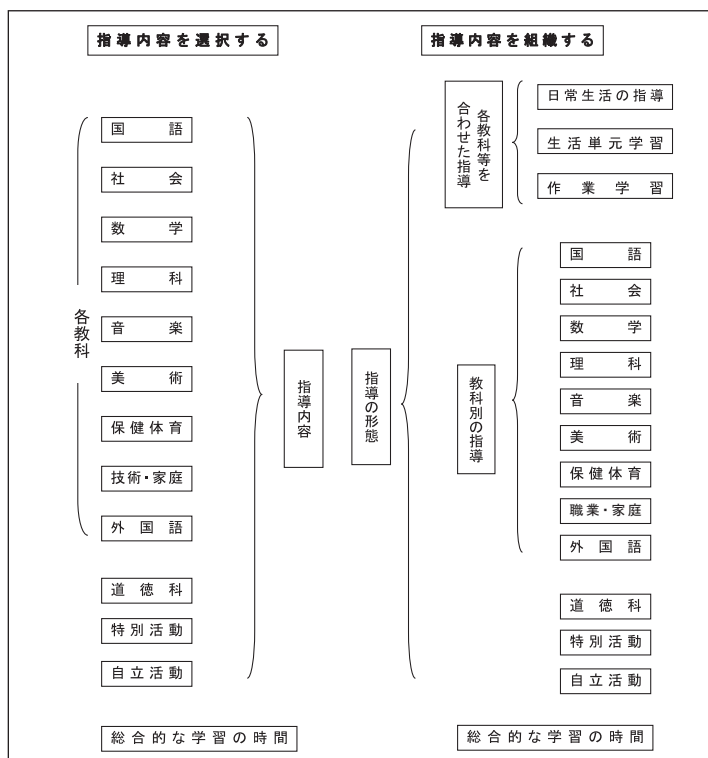
なお、小・中学校の各教科と、知的障害特別支援学校の各教科では同様の名称のものが多いが、内容及びその示し方が異なることに留意する。

また、指導の形態は、すべてを設定しなければならないものではないことに留意する。

(1) 小学校



(2) 中学校



その上で、編成する場合には、学級の実態や児童生徒の障害の程度等を考慮した上で、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とする。例えば、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とした指導領域である「自立活動」を取り入れたり、各教科の目標・内容を下学年のものに替えたり、各教科を知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実情に合った教育課程を編成する必要がある。

特に、自立活動の指導は障害のある児童生徒にとって教育課程上重要な位置を占めている。特別支援学校学習指導要領等を参考にし、自立活動の指導を充実することが大切である。

また、知的障害特別支援学校の各教科の目標については、「学びの連続性」を重視し、小学校等の各教科の目標と、ほぼ同様の内容となっている。特に知的障害特別支援学級の特別の教育課程については、学級の実態や児童生徒の障害の程度等を考慮の上、教科別の指導や各教科等を合わせた指導の実施を含め、適切に特別の教育課程編成に取り組むことが重要である。

第1節 知的障害特別支援学級等の各教科

小学校及び中学校の各学習指導要領において、特別支援学級における教育課程編成の基本的な考え方や、各教科の各学年の目標・内容の一部又は全部を当該学年の前各学年のものに替える場合及び知的障害のある児童生徒のための各教科に替える場合等の留意点などを具体的に示すことが必要である。

特別支援学級における教育課程を編成する場合、特別支援学級で実施可能な配慮や支援によって、対象児童生徒が当該学年の内容で学習が可能かどうかを検討する。その際にも、自立活動の指導を念頭に、内容を検討する。

当該学年の内容で学習が難しい場合は、各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の内容に変更するなど、指導内容の変更を検討する。さらに、グループ別学習や個別学習といった学習形態の工夫や、各教科等を合わせて指導を行うなどの指導の形態の工夫を検討し、学校教育法に定める小学校又は中学校の目的及び目標の達成を目指す。

1 特別の教科 道徳

道徳の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校又は中学校の学習指導要領に示されている通りである。

知的障害のある児童生徒については、知的障害の状態等に即した指導を行う必要から、道徳科を設けて行う場合と、各教科等を合わせて指導を行う場合がある。特に、知的障害特別支援学級等においては、日常生活の指導や生活単元学習など各教科等を合わせた指導において取扱うことが効果的である。

また、特別支援学校学習指導要領（小学部・中学部）においては、「知的障害者である児童又は生徒に対して教育を行う特別支援学校において、道徳の内容の指導に当たっては、個々の児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと」とされている。

いずれの場合においても、一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標及び指導内容等を設定し、指導を行うことが重要であり、児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等に応じた指導が適切に行われるよう教育支援プランBを作成し、それに基づき指導を行う必要がある。

2 外国語・外国語活動

小学部の外国語活動については、小学校外国語活動の改善を踏まえながら、知的障害のある児童の実態を考慮し、外国語に親しんだり、外国の言語や文化について体験的に理解や関心を深めたりしながら、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成するよう、新たに教育課程に位置付けられた。

知的障害のある児童に対する外国語活動では、育成を目指す三つの資質・能力を目標とすることは小学校の外国語活動と同様である。第3学年以上の児童を対象とし、特別支援学校学習指導要領に示す、国語科の3段階以上の目標及び内容を学習する児童が学ぶことができるように目標及び内容が設定されている。

また、知的障害のある生徒に対する外国語科においても、育成を目指す三つの資質・能力で新たに目標が整理された。知的障害のある生徒の実態や学習の特性等を踏まえ、教育支援プランBに基づき、適切に目標を定め指導することが重要となる。

第2節 各教科等を合わせた指導

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。知的障害特別支援学級等においては、この各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、従前、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきており、それらは「各教科等を合わせた指導」と呼ばれている。

特に、知的障害特別支援学級においては、児童生徒の生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導したり、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度を育成したりするためにも、小学校では生活単元学習が、中学校では生活単元学習・作業学習が教育課程の中核となるものである。そして、児童生徒が習得したことを実際の生活に役立てるようになる必要がある。各学校において、各教科等を合わせて指導を行う際は、児童生徒の実態に即し、以下の説明を参考とすることが有効である。

1 日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものである。

日常生活の指導は、生活科（知的障害特別支援学校の教科）の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われる。それらは、例えば、衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的な生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容である。

日常生活の指導に当たっては、以下のような点を考慮することが重要である。

- (1) 日常生活の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で行うものであること。
- (2) 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら、発展的に取り扱うようにすること。
- (3) できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助を行うとともに、目標を達成していくために、段階的な指導ができるものであること。
- (4) 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の児童生徒の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。

2 遊びの指導

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくものである。

遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、各教科等にかかわる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定される。また、遊びの指導の成果が各教科別の指導等につながることもある。

なお、在籍する児童の実態から、特別支援学級の場合は、遊びの指導で扱う内容は、生活単元学習や自立活動で扱うことが効果的である場合が多い。

3 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際に、総合的に学習するものである。

生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われる。生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切である。

生活単元学習の指導計画の作成に当たっては、以下のような点を考慮することが重要である。

- (1) 単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態等や興味・関心などに応じたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- (2) 単元は、必要な知識・技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるものであること。
- (3) 単元は、児童生徒が目標をもち、見通しをもって、単元の活動に積極的に取り組むものであり、目標意識や課題意識を育てる活動をも含んだものであること。

- (4) 単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、集団全体で単元の活動に共同して取り組めるものであること。
- (5) 単元は、各単元における児童生徒の目標あるいは課題の達成に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- (6) 単元は、豊かな内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な経験ができるよう計画されていること。

4 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。作業学習の指導は、単に職業・家庭科の内容だけではなく、各教科等の広範囲の内容が扱われる。

作業学習の指導に当たっては、以下のような点を考慮することが重要である。

- (1) 生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む喜びや完成の達成感が味わえること。
- (2) 地域性に立脚した特色をもつとともに、原料・材料が入手しやすく、持続性のある作業種を選定すること。
- (3) 生徒の実態に応じた段階的な指導ができるものであること。
- (4) 知的障害の状態等が多様な生徒が、共同で取り組める作業活動を含んでいること。
- (5) 作業内容や作業場所が安全で、衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること。
- (6) 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解されやすいものであること。

第3節 自立活動

1 自立活動の意義

(1) 自立活動とは

自立活動とは、個々の障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした、特別支援学校において特別に設けられた領域である。

特別支援学校の目的について、学校教育法72条で、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と示されている。

前段に示されている「準ずる教育」の部分は、教育課程の観点から考えると、小学校の場合には、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の時間に該当するものである。

後段に示されている「障害による学習上又生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける」とは、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う指導のことであり、自立活動の指導を中心として行われるものである。

今回の改訂において、特別支援学級、通級による指導のいずれにおいても特別支援学校の自立活動を取り入れることが明記された。この自立活動は、授業時間を中心とし、各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行わなければならない。このように、自立活動は、障害のある児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めている。

2 自立活動の指導の基本

(1) 自立活動の指導の特色

自立活動の指導は、個々の児童生徒の障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うことが基本である。そのため、自立活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別に指導の目標や具体的な指導内容を定めた教育支援プランBが作成されている。

自立活動の指導は、個別指導の形態で行われることが多いが、指導の目標を達成する上で効果的である場合には、児童生徒の集団を構成して指導することも考えられる。しかし、自立活動の指導計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意する。

(2) 自立活動の内容とその取扱いについて

特別支援学校の学習指導要領等で示す自立活動の「内容」は、個々の児童生徒の障害の状態や発達の程度等に応じて選定されるものである。自立活動の内容は、個々の児童生徒に、そのすべてを指導すべきものとして示されているものではないことに十分留意する。

また、学習指導要領等に示す自立活動の「内容」は、個々の児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素となるものである。具体的な指導内容を設定する際には、学習指導要領等に示されている「内容」の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けることが重要である。自立活動の指導を担当する教師には、学習指導要領等に示された内容を参考として、個々の児童生徒の実態を踏まえ、具体的な指導内容を工夫することが求められる。

個々の児童生徒に指導する具体的な指導内容は、六つの区分の下に示された27項目の中から必要とする項目を選定した上で、それらを相互に関連付けて設定することが重要である。

具体的な指導内容を考える際には、児童生徒の実態を踏まえて、自立活動の様々な項目を組み合わせる必要があることに十分留意することが大切である。

(3) 自立活動の指導の進め方

自立活動の指導に当たっては、児童生徒一人一人の実態を的確に把握して教育支援プランBを作成し、それに基づいて指導を展開しなければならない。

教育支援プランBに基づく指導は、計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)の過程で進められる。教育支援プランBの作成に当たっては、個々の児童生徒に関する様々な情報の中から必要な情報を選択して的確に実態を把握し、それに基づいて指導の目標や具体的な指導内容等を設定することが大切である。

教育支援プランBに基づいて行われた指導については、適切な評価の下に改善を図ることが大切である。

(4) 知的障害特別支援学級及び知的障害を併せ有する児童生徒が在籍する特別支援学級（以下、知的障害特別支援学級等という）における自立活動

知的障害特別支援学級等に在籍する児童生徒には、全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、情緒、行動等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に随伴して見られる。そのような障害の状態による困難の改善等を行うためには、自立活動の指導を効果的に行う必要がある。

顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態例	
言語や運動の面	・理解言語の程度に比較して、表出言語が極めて少ない。 ・全体的な身体機能の発達の程度に比較して、特に平衡感覚が未熟である。
情緒や行動等の面	・心理状態が不安定になり、パニックになりやすい。 ・極めて動きが多く、注意集中が困難である。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成

自立活動の作成に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、教育支援プランBを作成する。その際、学習指導要領に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定する。

(※参照：特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編 第7章、同3章2 (2) エ 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例)

(2) 指導計画の作成手順

- ① 個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握する。
- ② 個々の児童又は生徒の実態に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げる。
- ③ 具体的な指導内容を設定する際には、以下の点を考慮する。
 - ア 個々の児童又は生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうこととともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げる。
 - イ 個々の児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げる。

ウ 個々の児童又は生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げる。

エ 個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げる。

オ 個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げる。

カ 個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げる。

④ 個々の児童又は生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、教育支援プランBや具体的な指導の改善に生かすよう努める。

(3) 他領域との関連

指導計画の作成にあたっては、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにする。

(4) 指導方法の創意工夫

個々の児童又は生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにする。

(5) 自立活動を主とした指導

重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにする。その際、個々の児童又は生徒の人間としての調和のとれた育成を目指すように努める。

(6) 専門の医師等との連携協力

児童生徒の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにする。

*その他の専門家…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学、教育学の専門家等

(7) 教育支援プランA等の活用

自立活動の指導の成果が進学先等でも生かされるように、教育支援プランA等を活用して関係機関との連携を図る。

【自立活動の内容（6区分27項目）】

1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関する事。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関する事。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関する事。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事。 (5) 健康状態の維持・改善に関する事。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関する事。 (2) 状況の理解と変化への対応に関する事。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関する事。 (2) 他者の意図や感情の理解に関する事。 (3) 自己の理解と行動の調整に関する事。 (4) 集団への参加の基礎に関する事。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関する事。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関する事。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関する事。 (4) 身体の移動能力に関する事。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関する事。 (2) 言語の受容と表出に関する事。 (3) 言語の形成と活用に関する事。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関する事。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関する事。

第4節 教育支援プランAと教育支援プランB

特別支援学級における教育支援プランA及び教育支援プランB作成の具体例については、巻末を参照のこと。

第5節 キャリア教育の推進

1 キャリア教育の充実（特別支援学校学習指導要領解説総則編第2章第5節の1の（3））

児童又は生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、中学部においては、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

「学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう」の部分が必要である。特別支援学校では、これまでも社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることを重要課題として取り組んできた。そのため、特別支援学校においては、他の学校種にはない、自立活動や各教科等を合わせた指導という独自の指導領域や指導形態を取り入れ、一人一人の可能性を最大限に引き出す指導に取り組んでいる。今回の改訂では、こうした、特別支援学校で大切にしてきた教育の在り方も参考にし、確かな学力を身に付けるため、これまで学習指導要領の中心課題であった「何を知っているか」だけではなく、「何ができるようになるか」を大切に、「生きて働く知識及び技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性の涵養等」といった三つの資質・能力の育成を目指している。

特別支援学校学習指導要領解説総則編第2章第5節の1の（3）キャリア教育の充実にも示されているように、「キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて取り組んでいく」ことが重要である。また、各教科等の学習においても、「将来の生活や社会、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められる」ことを大切にすすめていく必要がある。

2 特別支援学級におけるキャリア教育

特別支援学級においては、障害のある児童生徒の自立と社会参加を実現するために、小学校段階から自分の役割を理解し、果たそうとする態度・意欲を育むことが大切である。

そのためには、様々な取組を通して、児童生徒の勤労観や職業観を育成することが必要である。それら、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じてキャリア発達を促す教育がキャリア教育であり、特別支援学級においては、小学校からの段階的で計画的な取組が重要である。

3 具体的な取組

キャリア教育の目標は、進路の探索・選択にかかる基盤となる能力を育むことであり、進路選択や職業体験をすることのみが目標ではないことに十分留意する。以下にキャリア教育を通じて、児童生徒に身に付けたい力を例示する。

(1) 人間関係形成能力の育成

ア 小学校段階

- ・自分のよさや友達の長所を知る。
- ・大人や友達とやりとりをする。
- ・日常生活に必要な意思を表現する。
- ・集団での活動に参加する。
- ・あいさつや身だしなみを整える。

イ 中学校段階

- ・達成感に基づき肯定的に自己を理解する。
- ・相手の気持ちを考え、立場を理解する。
- ・集団における役割を理解し、協力する。
- ・社会生活に必要な意思を表現する。
- ・状況に応じたあいさつや振る舞いをする。
- ・困った時に人に助けを求められる。

(2) 情報活用能力

ア 小学校段階

- ・ 仕事や働く人に関心をもつ。
- ・ 地域の公共施設等を利用する。
- ・ 金銭の大切さを理解する。
- ・ 当番活動での役割を理解し、実行する。
- ・ 社会のニュースや出来事に関心をもつ。

イ 中学校段階

- ・ 進路に関する情報を収集する。
- ・ 社会の仕組みやルールを理解する。
- ・ 消費生活について、基本的な事柄を理解する。
- ・ 様々な職業があることを体験的に理解する。
- ・ I C T 機器等から情報を収集し活用できる。

(3) 将来設計能力

ア 小学校段階

- ・ 係活動等を通して人の役に立つ体験をする。
- ・ 家庭や学校生活に必要な生活習慣を身に付ける。
- ・ 働く人と触れ合い、関心をもつ。

イ 中学校段階

- ・ 学校や家庭において自分が果たす役割を理解し、実行する。
- ・ 学習や運動に自発的に取り組む。
- ・ 職業生活に必要な習慣を身に付ける。
- ・ 将来の夢や職業への憧れをもつ。

(4) 意思決定能力

ア 小学校段階

- ・ 目標への意識や意欲をもつ。
- ・ 遊びや活動を選択する。
- ・ 活動を振り返る。

イ 中学校段階

- ・ 目標を設定し、達成に向けて取り組む。
- ・ 自分の個性や興味・関心に基づいて、よりよい選択をする。
- ・ 進路先について自己の評価をもとに主体的に選択する。
- ・ 適切に自己の活動を振り返り、次に生かそうと努力する。

4 キャリア教育の取り扱い

各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動及び各教科等を合わせた指導には、児童生徒のキャリア発達を促す内容が多く含まれている。

今回の学習指導要領の改訂においては、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じてキャリア教育の充実を図ることとなったことに留意したい。

(3) 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

(※小学校学習指導要領第1章第4の1の(3))

本改訂ではキャリア教育の要となる特別活動の学級活動の内容に、(3)一人一人のキャリア形成と自己実現を設けている。その実施に際しては、次の2点に留意することが重要である。

一つ目は、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや自己の生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすことである。この点に留意して学級活動の指導に当たることが重要である。

二つ目は、学級活動の(3)の内容は、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるよう整理することにより設けたものであるということである。ここで扱う内容については、将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定を大切にする活動である。キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものである。

小学校段階では、中学校、高等学校へのつながりを考慮しながら、小学校段階として適切なものを内容として設定する。また、中学校段階の生徒は、心身両面にわたる発達が著しく、自己の生き方についての関心が高まる時期にある。このような発達の段階にある生徒が自分自身を見つめ、自分と社会とのかかわりを考え、将来様々な生き方や進路選択の可能性があることを理解できるようにするための指導・援助を行う。また、職業体験や産業現場等における実習を積極的に実施し、自らの意思と責任で自己の生き方や進路を選択できるような適切な指導・援助を行う進路指導が必要である。

第6節 交流及び共同学習

1 交流及び共同学習の実施に当たって

特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童生徒の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切である。

交流及び共同学習の実施に当たっては、学校、児童生徒等、保護者、教育委員会や関係諸機関が、取組の意義・目的等について十分に理解することが重要である。そして、学校全体で取組の意義・目的や内容を理解し、また、教職員が適切に役割を分担し、相互に連携する必要性等を共有した上で組織的に取り組むことが大切である。（※詳細は、「Ⅱ 第2章 第1節 1」を参照）

児童生徒等に対しては、十分な事前学習と事後学習により、取組のねらいと成果や課題等を明確にするとともに、保護者に対しても丁寧な説明や情報提供を行っていくことが重要となる。

(1) 指導計画の作成

交流及び共同学習の実施に当たっては、全体計画、年間指導計画、活動ごとの指導計画を作成する必要がある。その際、教育課程上の位置付け、交流及び共同学習の形態や内容、回数、時間、場所、両者の役割分担、協力体制、評価計画等について事前に十分検討することが大切である。

また、活動の時間を継続的・計画的に設けるため、互いの学級の時間割を工夫することも大切である。時間割は、随時変更することが困難な場合もあり、年度当初に活動を見越して決めることが重要である。

(2) 組織づくり

交流及び共同学習を効果的かつ円滑に進めるためには、校内組織を確立させ、機能させることが大切である。

特別支援教育コーディネーターや双方の担任が、学級の児童生徒の実態などを正しく理解し、組織的に取り組むことが必要である。児童生徒の発達段階に応じて、児童会や生徒会の活動として実施する場合には、意図的に児童生徒が活動の目的や意義を理解し、主体となって取り組めるように指導する。

(3) 事前指導

円滑に進めるためには、活動内容や役割分担等について、事前指導を行うことが大切である。障害のない児童生徒には、障害についての正しい知識、障害のある児童生徒への適切な支援や協力の仕方等への理解を促す必要がある。また、地域の人々や保護者に対しても、障害のある児童生徒とその教育について正しい理解を図っておくことが必要である。

障害のある児童生徒に対する事前指導には、活動への参加の仕方、支援や協力の求め方・断り方、気持ちの伝え方等についての理解を図る。

(4) 事後指導

実施後には、事後指導を行う。各学級において、活動を通して感じたことや思ったことを発表し合ったり、感想文を書いたり、交流先の児童生徒との手紙の交換をする機会を設けるなど、関心を一層深めることも大切である。

(5) 配慮事項

通常の学級に特別支援学級の児童生徒の靴箱、机、ロッカーを用意したり、出席簿や学級名簿に名前を記入したりするなどの配慮により、特別支援学級の児童生徒が温かく迎えられ、通常の学級での生活や学習の中に自然にとけ込んでいくことにつながる。

2 交流及び共同学習における指導の留意点

特別支援学級と通常の学級担任や教科担任が連携し、特別支援学級に在籍する児童生徒が、通常の学級で学ぶ機会を充実することが重要である。

指導に当たっては、児童生徒一人一人の実態や障害の特性等に応じた配慮を行うことが重要である。例えば、自閉症のある児童生徒は、見通しがもちにくい活動では不安になりやすかったり、感覚的な過敏さを有していたりすることが多いため、計画された活動内容を事前に知らせるなどの配慮が必要である。

児童生徒にとって明るく楽しい活動にすること、トラブルが生じた際にも双方の理解を深める機会として捉え、指導・支援を継続的に行うことにより、交流及び共同学習を通じて、特別支援学級と通常の学級の児童生徒が互いに尊重される関係を築いていくことが重要である。